

6年生の保護者の皆さんへ

大阪市立加美小学校
校長 吉岡 哲郎

令和4年度（2022年度）就学援助制度の申請手続きについて

平素は、本校の教育活動推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標題の就学援助制度の申請手続きについてご案内します。就学援助制度は、経済的に困られているご家庭の保護者の方に、学校教材費や給食費などを援助する制度です。

また、就学援助制度は、1年ごとの認定となっており、申請は毎年度必要となります。従って、引き続き受給を希望される場合は、世帯状況に変化がない場合でも申請の手続きが必要となりますので、ご注意ください。詳しくは「令和4年度(2022年度)就学援助制度のお知らせ(早期2・一般・随時)」(以下「お知らせ」)をご覧になり、申請をされる方は下記のとおり申請書類をご提出ください。

記

1. 申請時期

申請区分	申請期限	申請理由	審査結果の通知時期
早期2（書類審査）	令和4年3月14日(月)まで	①～⑪	5月末日予定
一般1（税情報利用）	令和4年5月13日(金)まで	①・⑫	8月末日予定
一般2（書類審査）	令和4年6月30日(木)まで	①～⑫	8月末日予定

2. 提出書類

① 就学援助申請書兼世帯状況票（通学されている学校ごとに1枚必要です。）

② 申請理由を証明する書類（「就学援助制度のお知らせ」2ページでご確認ください。）

・申請理由①・⑫で税情報をを利用する場合、中段「税情報を利用する」に申請者名の記入が必要です。

税情報を利用しない場合、生計を一にする世帯全員(平成16年4月1日以前に生まれた方)の所得に関する証明書類が必要です。（「お知らせ」3～5ページ）

・学校徴収金届出口座に、就学援助費の振り込みを希望される場合は、申請書の一番下にある徴収金届出口座への口座振替を希望するにチェックをお願いします。

※学校徴収金届出口座以外の口座を希望される場合は、提出先の事務室までご連絡ください。

・生活保護を受けているご家庭もご提出ください。（証明書類は必要ありません）

修学旅行費が支給の対象となっており、就学援助を申請しないと、修学旅行費が支給されません。

3. 提出先及び提出方法

申請書類は、児童生徒が在学する学校まで持参または郵送でご提出ください。

ただし、下記【対象校】にきょうだいが在学する場合は、小学校または中学校のいずれかにまとめて提出することができます。

※申請書類は小学校在学児童分・中学校在学生徒分の2枚の提出が必要です。

現6年生児童が下記【対象校】の小学校に在学している場合、令和4年3月末までは在学中の小学校へも提出することができます。ただし、下記【対象校】の中学校へ入学される場合のみ。

【対象校】

小学校：加美小学校、加美北小学校、加美東小学校、加美南部小学校、平野小学校
平野西小学校、新平野西小学校

中学校：加美中学校、加美南中学校、平野北中学校、平野中学校

4. その他

- 担当者が「申請書」を受け付けた際には、「受領書」をお渡しします。（郵送で提出された場合は、受領書を送付します。）万が一、申請書を提出したのに受領書が届かないという場合は、お手数ですが本校事務室までご連絡ください。
- 申請手続きで何かご不明な点がございましたら、お問合せください。
【連絡・提出先】申請に関するお問合せは、提出していただく学校へ直接ご連絡ください。

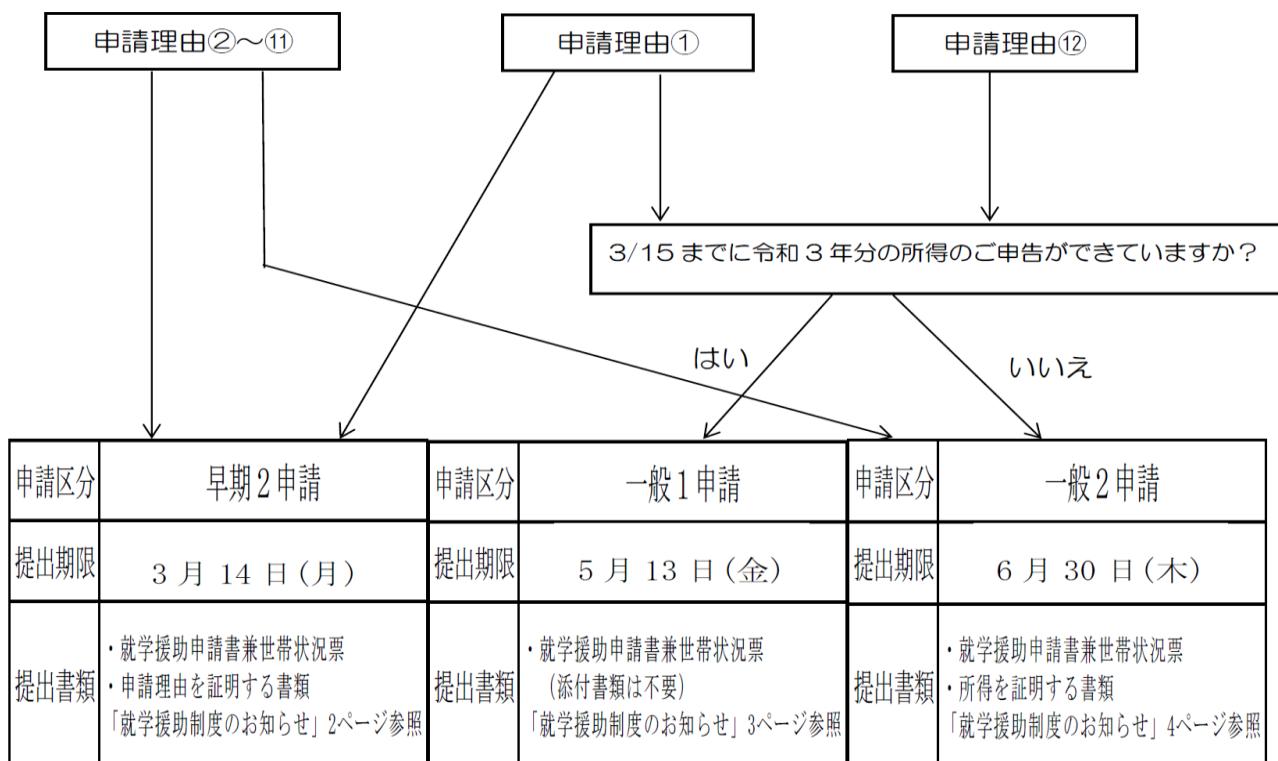
令和4年3月末までの連絡先 ⇒ 〒547-0006 大阪市平野区加美正覚寺3-13-35
大阪市立加美小学校 事務室 (TEL 06-6791-7501)

☆就学援助申請のポイント☆

詳細は「就学援助制度のお知らせ」をご確認ください。

◇申請理由は何番ですか？

申請理由											
①	市民税が非課税	⑦	生活福祉資金の貸付の決定を受けた								
②	固定資産税を減免	⑧	雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者								
③	個人事業税を減免	⑨	火災、風水害、震災、その他の災害にあった								
④	国民年金保険料を減免	⑩	生活保護を停止または廃止された								
⑤	国民健康保険料を減免または徴収猶予	⑪	生活保護を受けている								
⑥	児童扶養手当を受けている	⑫	その他(所得審査)								



※ひとり親家庭の方は、申請理由に応じて、上記提出書類以外に確認書類が必要です。

（「就学援助制度のお知らせ」3ページ参照。）

※申請理由⑫の方で、借家（賃貸住宅）にお住まいの方は、賃貸契約書の写し等が必要です。

（「就学援助制度のお知らせ」6ページ参照。）